

**「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」  
に対する意見**

〔氏 名〕	一般社団法人北海道消費者協会 総務調整部門 組織活性化グループ 主査 星 野 武 治
〔住 所〕	北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 0 番
〔電話番号〕	0 1 1 - 2 2 1 - 4 2 1 7
〔FAX番号〕	0 1 1 - 2 2 1 - 4 2 1 9
〔電子メールアドレス〕	do@syouhisya.or.jp
〔御意見〕	
<p>1 【該当箇所】 第2章 1. 1. 1 加盟店の調査について  【意見内容】 アクワイアラー及び決済代行業者の加盟店調査管理義務を定めるだけでなく、イシューアの不適正取引防止義務や苦情の適切処理義務についても明確に定めるべきである。  【理 由】 消費者から販売業者に苦情の申立をしても、イシューアは消費者に自分で決済代行業者と交渉するよう無責任な対応がとられている。</p> <p>2 【該当箇所】 第2章 1. 1. 1 加盟店の調査について  【意見内容】 アクワイアラー等の加盟店調査管理義務の内容について、自社の営業実態やノウハウに応じ初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせ、各事業者の裁量とする方向で検討を進めるべきとしているが、加盟店契約時や途上審査における調査すべき事項や、消費者からの苦情発生時に調査すべき要件と調査事項を具体的に規定すべきである  【理 由】 加盟店審査を実効性のあるものとするため、いわゆる「名義貸し」を防止するためにも、消費者からの苦情が発生する前の途上審査をより厳密に加盟店の販売方法等を調査し、消費者からの苦情が発生する前に販売方法等の改善を求めるよう対処すべき事項を具体的に定めるべきである。</p> <p>3 【該当箇所】 第2章 1. 1. 2 マンスリークリア取引について  【意見内容】 マンスリークリア取引にも抗弁接続規定を適用すべきである。  【理 由】 現行の割賦法は、マンスリークリア取引についてイシューアの行政的・民事的責任を何ら定めておらず、悪質な販売業者やサイト業者がトラブルを多発させる原因になっていると考えられる。論点整理（5頁）によるとマンスリークリア取引に係る相談・苦情件数が2010：2013比で2.26倍（16,698件の増）と大幅に増えている。この事態を直視し、抗弁接続規定を適用すべきである。不適正な販売取引のリスクをカード会社が負担する民事ルールを導入することにより不適正取引防止の動機づけも行うべきである。</p> <p>4 【該当箇所】 第2章 1. 1. 3 イシューアによる相談苦情対応等について  【意見内容】 イシューアは、消費者から寄せられた相談苦情を単にアクワイアラー等に通知する責任だけでなく、クレジットカード取引の適正化について消費者に対して責任を負う事業者として不適正取引防止義務や苦情の適切な処理義務があることを明記すべきである。  【理 由】 クレジットカード取引を行うイシューアは、アクワイアラーや決済代行業者と連携して間接加盟店でのカード利用を認める事業を拡大する以上、間接加盟店の取引適正化についてもアクワイアラー等とともに調査管理を行うなど、不適正防止の責任を負うべきである。  包括クレジット業者については、割賦法30条の5の2、省令第60条3号ロで、間接加盟店の取引に関して消費者からの苦情が寄せられた場合でも、同種の苦情が多発したときは迅速に調査や対処することを義務として定めている。</p>	